

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

本別町長 佐々木 基裕

市町村名 (市町村コード)	本別町 (016462)
地域名 (地域内農業集落名)	本別町全域 (本別・共栄、美里別東・中・上、活込、拓農、チエトイ、負籠、仙美里、西仙美里、勇足東・西、押帯、上押帯、美蘭別)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月28日 (全10回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本別町では、ここ数年、農家戸数が減少し一戸あたりの耕作面積が平均で40.0haを超えており、規模拡大傾向が進んでいる現状となっている。また、それにあわせて大型農業機械、農機具等の導入も進められている。農地の集積率は92.7%となっているが、耕作地が分散し作業効率が低下しているところもあり、対策を講じながら利用集積を図る必要がある。  
また、担い手の高齢化や後継者不足、離農による農業者戸数の減少に対して、関係機関と連携し、新規就農者等の担い手の確保と育成を行い、労働力確保に取り組んでいる。

【地域の基礎的データ】

- ・認定農業者: 239人(うち50歳代以下133人)
- ・法人経営体: 50経営体
- ・経営耕作面積: 10,147.49ha(畑: 6,365.34ha、飼料作物: 3,782.15ha)
- ・主な作物: 豆類、小麦、馬鈴しょ、てん菜、生乳、乳牛育成、和牛生産

(2) 地域における農業の将来の在り方

本町においては、主要4品(豆類、小麦、馬鈴しょ、てん菜)を中心とした畑作と、酪農や和牛生産等の畜産を主体とした農業を展開している。畑作では、一戸あたりの平均経営面積が40haを超えていて、今後さらに拡大していくことが見込まれているため、さらなる農用地の集積と集約化を進めていく必要がある。また、大型機械やスマート農業の導入をより一層推進し、農作業の効率化を図りながら、法人化や新規就農に向けた取組みも進め、将来に向けて持続可能な営農体制づくりに努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11,595 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11,595 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構の活用等によって、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の会議等で農地中間管理事業の周知を行い、農地中間管理機構を通じた賃貸借を推奨し集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業)を活用し、農用地の基盤整備と区画整理を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAや農業改良普及センター等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
労働力の確保と農作業の効率化を図るため、(株)アグリマネジメント十勝をはじめとした農業支援サービス事業者への農業委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①エゾシカ等による農作物への被害は、町内全域に拡大し増加傾向にある。防護柵の整備や駆除活動を継続して実施し、有害鳥獣被害の防止を図る。
- ②環境と調和した持続的な農業を推進し、土壌分析の実施によって農薬や肥料の低減の取組みを進める。
- ③国等の補助事業を最大限に活用しながら、スマート農業やデジタル技術の導入をさらに推進し、農作業の負担軽減や効率的な農業経営に繋げる。